

元報



よいち

2021

(令和3年)

3月号

No.839

プリン完成！

～総合学習で生徒が考案～



新型コロナウイルス感染症の影響で多くの学校行事が中止となるなか、大川小学校6年生が授業内にて考案したプリンが町内事業者協力のもと完成し、試食が行われました。

※町ホームページでは写真をカラーでご覧いただけます

### 今月の記事

- 02 自動車税種別割、軽自動車税（種別割）の変更手続
- 04 水道課からのお知らせ

- 04 引越される方のごみの出し方について
- 05 ごみステーションの利用に関するお願い



## 自動車税種別割、軽自動車税（種別割）の変更手続きを忘れずに

### ■自動車税種別割

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◇引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和3年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

◇変更登録が間に合わないときは・・・

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

問合せ 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190 \*自動音声でご案内します。

ホームページURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

### ●軽自動車税（種別割）【軽自動車、二輪車等】

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の名義変更や廃車をした場合は、4月1日までに変更にかかる手続きを済ませてください。4月2日以降に手続きをしても、旧所有者に年税額の全額が課税されますのでご注意ください。

○次の場合は手続きが必要となります。

- ・軽自動車等を廃車した場合
- ・車両置き場の市区町村が変わった場合
- ・所有者が変わった場合
- ・盗難にあった場合

○軽自動車等の種別によって、変更手続きの場所・問合わせ先が次のとおりとなりますので、ご注意ください。

種別	手続きの場所・問合わせ先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車、ミニカー	余市町役場税務課課税グループ ☎0135-21-2115
125ccを超える二輪車	札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目1 ☎050-5540-2001
軽自動車（660cc以下）	全国軽自動車協会連合会札幌地区事務所 札幌市北区新川5条20-1-20 ☎011-768-3955

問合せ 税務課課税グループ ☎21-2115



## 国民年金からのお知らせ

### ■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236

福祉課 福祉グループ ☎21-2120



## 手話奉仕員養成講座（入門課程）受講生募集

北後志地区5町村では、手話奉仕員養成講座（入門課程）を共同開催します。

入門課程では、初めて手話を学ぶ人を対象に、手話での挨拶・自己紹介・簡単な会話などをわかりやすく学習します。

期 間 5月11日（火）～10月12日（火） 毎週火曜日／午後7時～9時

会 場 福祉センター入舟分館

対象者 北後志地区に在住の16歳以上の方で手話経験のない方

参加費 無料（ただし、テキスト代として3,300円の実費負担があります）

定 員 20名程度（先着順）

申込み 3月25日（木）までに余市町社会福祉協議会へお申込みください。

問合せ 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156



## 申告所得税等の申告・納付期限が延長となります

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、**令和3年4月15日（木）まで延長**されることとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、次のとおり延長されることとなります。

### ●申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日（月）	<b>令和3年4月15日（木）</b>
贈与税	3月15日（月）	
個人事業者の消費税	3月31日（水）	

### ●振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日（月）	<b>令和3年5月31日（月）</b>
個人事業者の消費税	4月23日（金）	<b>5月24日（月）</b>

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からもe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からも是非ご利用ください。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093





## 水道課からのお知らせ

### 水道の手続きはお早めに!!

引っ越し等で水道を使用開始・使用中止する際は次の手続きが必要です。

**使用開始**：役場の窓口で手続（持ち物：印鑑・手数料600円）

**使用中止**：役場の窓口または電話連絡

3月・4月は転勤等異動が多い時期であり、大変混み合う事が予想されますので、**早めのご連絡・お手続きをお願いします。**

なお、**使用中止の手続きを忘れると、水道料金（基本料金）が発生します**のでご注意ください。

### 水道料金のお支払いは便利な口座振替がおすすめです

水道料金のお支払いは大変便利な口座振替をおすすめします。

次の金融機関窓口にご手続き用紙がありますので、**通帳印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。**

取扱い金融機関： ● 北海道信用金庫（本店・各支店） ● 北洋銀行（本店・各支店）  
● 余市町農業協同組合 ● 余市郡漁業協同組合 ● ゆうちょ銀行

### 水道料金の納期内納付をお願いします

本町の水道事業は、水道料金をもとに事業を運営しています。水道料金を滞納しますと事業の運営に支障をきたしますので、水道料金の**納期内納付にご協力**をお願いします。

水道料金の支払いが遅れる場合は水道課までご相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々など、一時的にお支払いが困難となったお客様の相談をお受けいたしておりますので、ご相談ください。

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



## 引越される方のごみの出し方について

転勤や進学等で住宅を引越される場合、一度に大量のごみをごみステーションに出されると、地域の方に迷惑をかけるだけでなく、回収にも支障をきたします。

ごみステーションに出される方は、『**家庭ごみの「分け方・出し方」**』（冊子）を確認し、適性に排出願います。

なお、やむを得ず大量のごみが出る場合、町内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼（有料）して処理する方法もありますので、ご検討願います。

また、**町内在住の方**は、「燃やさないごみ」と「粗大ごみ」については、**ご本人が直接「余市町クリーンセンター」に搬入（重量10kgごとに80円）することが可能**です。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

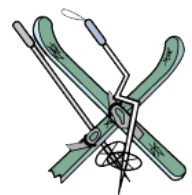
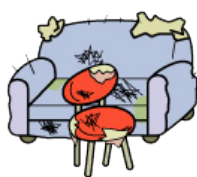


## 粗大ごみの収集を再開します

冬期間休止しておりました粗大ごみの収集を、3月から再開します。

粗大ごみは、ご自宅（玄関先）まで収集に伺いますので、事前に申し込みをお願いします。

なお、申し込みについては、収集経路策定のため、**必ず収集日前日の午前中までに申し込み**されるよう、併せてお願いします。



ごみの減量化・再資源化・適正処理にご協力願います

申込み・問合せ (株)北後志第一清掃公社 ☎23-7240 (※収集は(株)北後志第一清掃公社が行います)



## ごみの排出場所はご自宅付近のごみステーションに排出をお願いします！

他の区会にごみを排出することでごみの排出量が増え、ごみ箱からあふれるほどの量となり、付近にごみが散乱する等の理由で近隣住民とのトラブルにもなりうるため、ごみの排出はご自宅の近くのごみステーションを利用するようお願いいたします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



## 大気汚染防止法の改正について

令和2年6月5日に「大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）」が公布され、令和3年4月1日から施行されます。改正の主な内容は解体工事に伴う石綿(アスベスト)の飛散防止を徹底するものです。

### ○改正の概要

#### 1 規制対象の拡大

規制対象について、石綿含有形成板等を含むすべての石綿含有建材に拡大するための規定の整備がされます。

#### 2 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告が義務付けられます。また、調査の方法が法定化されます。

(事前調査結果の報告については、令和4年4月1日から施行されます。)

#### 3 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰が創設されます。

#### 4 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存が義務付けられます。

#### 5 その他

都道府県等による立ち入り検査対象の拡大等、所要の規定が整備されます。

改正内容に関する詳細については、環境省のホームページをご確認いただくか環境対策課へお問合せください。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



## 「緊急地震速報」が鳴ったら動けますか？

「平成30年北海道胆振東部地震」が発生した平成30年9月6日午前3時8分ごろ、多くの方が携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオで「緊急地震速報」を見聞きしたことと思います。この緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想した結果、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域へ可能な限り素早くお知らせする情報です。

この地震の時、緊急地震速報に気づいてから強い揺れが来るまで数秒程度しかなかったと思いますが、この数秒というわずかな時間でも、皆さんが危険回避の行動を心得ていれば、布団で頭を保護するなどの身の安全を守る行動ができたのではないのでしょうか。

ただし、震源に近い厚真町やその周辺地域では、緊急地震速報が発表された頃には既に強い揺れが到達していました。このような場合もあるため、住宅・建造物の耐震化、家具の耐震固定など、普段から備えておくことも大事です。

いざという時に素早く身を守るためには、知識として知っているだけでなく、緊急地震速報が発表された時に取るべき行動を日頃からイメージしておくことが必要です。市町村や町内会、学校などで緊急地震速報の訓練が行われる時は、積極的に参加するとよいでしょう。

今年は東日本大震災から10年の節目を迎えます。地震による揺れが収まった後、沿岸部や川沿いにおられる方は津波への警戒も忘れないでください。



緊急地震速報の詳細については、気象庁ホームページをご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/>



問合せ 札幌管区気象台 地震火山課 ☎011-611-6125



# 余市宇宙記念館からのお知らせ



## 冬期間の宇宙記念館の運営について

### 観覧について

宇宙記念館は4月16日(金)まで、展示施設の観覧は休止しています。  
令和3年度の観覧は4月17日(土)よりスタートします。

★天体観望会は当面の間、開催を見合わせます。

### 施設の利用について

冬期間は宇宙記念館を有効に活用していただくため、多目的シアターや会議室などの各施設を利用できません(有料)。各種会議等にご利用ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用を制限する場合がございます。詳しくは、お問合せください。

余市宇宙記念館では「サポートボランティア」を募集しております。

※詳細は (☎ 21-2200) お問合せいただくか  
余市宇宙記念館ホームページ  
(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ホームページをご覧くださいませ。

## 星の明るさについて

空に見える星には、明るい星や暗い星があります。

天文学では、星の明るさを表すのに「等級(とうきゅう)」という単位を使っています。

数字が小さいほど明るく、マイナスがつくと、もっと明るいことを示しています。

等級が1.0変わると明るさは2.5倍増すので、1等級と6等級では100倍も違うこととなります。

惑星のように、地球と太陽の位置関係により表面積が変化して、明るさが変わるものは、そのときの明るさを等級で表します。

金星の場合は、もっとも明るいときには、マイナス4等級、もっとも暗いときにはマイナス3.8等級となります。

一番明るい太陽は、なんと約マイナス27等級、2番目に明るい満月は約マイナス13等級。また、シリウス(おおいてぬ座)はマイナス1.5等級、スピカ(おとめ座)とアンタレス(さそり座)は1.0等級の明るさです。

星の明るさ表 (1等級の明るさを1とした場合の各等級の明るさ)

等級	-4等級	-3等級	-2等級	-1等級	0等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
星の明るさ	100	40	16	6.3	2.5	1	0.4	0.16	0.063	0.025	0.01

← 明るい 暗い →

## ほごせら情報

国立天文台のホームページ ([www.nao.ac.jp/astro/sky/2021/03.html](http://www.nao.ac.jp/astro/sky/2021/03.html)) から3月のほごせら情報をお届けします。

### ★月

新月は13日、満月は29日です。

### ★金星

日の出前の東の低空に位置しています。26日以降は日の入り後の西の低空に位置するようになります。見かけの位置が太陽に近く、観察は難しいでしょう。

### ★火星

おつし座を東に移動しています。日の入り後、南西から西の空に見え、明るさは0.9等級から1.3等級。

### ★木星

日の出前の南東の低空に位置していますが、見かけの位置が太陽に近く、観察には適していません。

### ★土星

日の出前の南東の低空に位置していますが、月末にかけて高度が徐々に上がり、観察しやすくなります。明るさは0.7等級から0.8等級。



余市宇宙記念館では「館内案内パンフレット」に掲載する広告を募集しています。

申込み期間 3月2日(火)～12日(金)

申込み・問合せ 余市宇宙記念館 ☎21-2200 (詳細は町ホームページをご覧ください)

余市町の空間放射線量率 1月22日～2月17日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。  
(最高値：44nGy/h、最低値：23nGy/h、平均値：26nGy/h) ※平常時は10～60nGy/h程度

## 緊急事態宣言再発令により影響を受ける

### 中堅・中小事業者に対する一時支援金の支給について

#### 【対象】

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

#### 【要件】

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること（農業者・漁業者、飲食品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）

または

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または、対前々年比）▲50%以上減少していること

#### 【支給額】

法人：60万円以内 個人事業者等：30万円以内

○算出方法

前年（または、前々年）1月から3月の事業収入

—

前年（または、前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3

#### 【申請方法（調整中）】

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言により、どのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存が義務付けられる予定です

#### 【申請受付】

3月上旬より、電子申請による受付開始を予定。詳しくは、今後、経済産業省が発表する情報をご覧ください

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125



#### しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン

後志総合振興局では余市町ほか関係機関との連携のもと、後志で働きたい人と企業を繋ぐ無料職業紹介サービス「しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン」を運営しています。求人をご検討されている事業者さま、後志管内でお仕事をお探しの方はお問合せください。

問合せ 後志総合振興局 商工労働観光課 商工労働係

しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン無料職業紹介所 ☎0136-23-1362



# ☆★けんこうひろば☆☆

問合せ 子育て・健康推進課  
☎21-2122

## 知っておきたい 子どもの睡眠

成長期の子どもの睡眠は食事と同じくらい大事なものです。睡眠中は心身の発達に欠かせない成長ホルモンが分泌されており、太陽の光を浴びて体を動かすことで、夜ぐっすり眠ることが出来ます。昼間は起きて、夜は眠るという生活リズムは大人の助けで作られていきます。

●生活リズムは「視床下部」という脳で作られる！

「視床下部」は自律神経をあらゆる、生活リズム、体温調節、空腹・満腹などの調節、消化機能のリズムも作っています。生後3か月頃より働きはじめ、4歳頃に完成します。その時期まで脳の「視床下部」をしっかりと育てていくことが大切です。

●生活リズムはどのようにして作るのか？

眠りの準備は、朝起きた時から始まっています。朝の光を浴び、脳をしっかり目覚めさせましょう。また、夜に分泌されることで自然な睡眠をもたらすホルモンである「メラトニン」の原料は、太陽の光を浴びること

で作られるはじめます。メラトニンの準備ができるまでにかかる時間は、およそ14〜16時間です。例えば、夜9時に寝るためには、朝7時くらいに起きるのが理想的です。

また、起きたあと、着替えをする、顔を拭く、抱っこ等をして頭を起こすことも脳の目覚めにつながります。これらを毎日続けることで「視床下部」は育ち、気持ちよく目覚めるようになります。



●幼児期までがカギ？生活リズムを整えましょう！

生活リズムを整えることで、脳の「視床下部」がしっかりと発達し、スムーズに働きます。このことが、人間の脳で最も発達した高度な脳である「大脳」の発達も促します。そのため、子どもがより快適に眠れる環境を作ってあげることがとても重要です。

●「寝る子は育つ」5つのポイント！

- ①朝の光を浴びる  
脳や体を覚醒させて、やる気を引き出します。
- ②思い切り遊ぶ  
日中にしっかりと体を動かしましょう。
- ③ごはんをしっかり食べる  
朝・昼・夕の3食の時間を決めて食事をとることで、内臓を目覚めさせ、消化や代謝のリズムを整えます。
- ④五感を刺激する  
触れる・におい・見る・聞く・味わう・おはよう・おやすみの挨拶などによって感覚器が働くことも「視床下部」の育ちを促します。
- ⑤スマホやゲームは時間を決める  
スマホやゲーム機の液晶画面から出ているブルーライトは、自然な睡眠をもたらすホルモン「メラトニン」の夜の分泌を減少させます。寝る1時間前からは使わないように心がけましょう。保護者の方が子どもの隣でスマホを触るのにも注意が必要です。

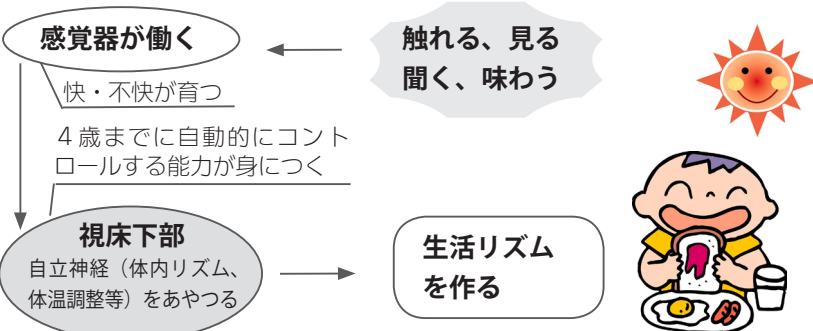
●寝かしつけのコツ

・快適な温度で、パジャマも通気性がよく、ゆったりしたものを

のを選びましょう。  
・お部屋は暗くして、絵本の読み聞かせや子守唄などを聞かせるのも効果的です。  
・お風呂の温度はゆるめにしましょう。熱いと体温が上がり、寝つきにくくなります。



・朝の光をスタートに、生活リズムを作ることで脳は育ちます





# 健康と暮らしの情報（3月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

## 子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
1歳6か月児健診	R元年8月生まれ	<b>11日(木)</b>	受付 12:00～12:20	福祉センター入舟分館
3歳児健診	H29年10月生まれ	<b>12日(金)</b>		
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※19日(金)までに 申込みが必要です	<b>24日(水)</b>	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない場合は ご相談ください
4か月児健診	R2年11月生まれ	<b>25日(木)</b>	受付 12:00～12:20	福祉センター入舟分館
10か月児健診	R2年5月生まれ		受付 11:40～12:00	

## 健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	<b>22日(月)</b> ※変更の可能性 があります	14:00～16:00	俱知安保健所	※3日前までに申込み必要 (申込先) 俱知安保健所 ☎0136-23-1957
認知症の介護相談	<b>15日(月)</b>	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	ご自由にご相談ください。
健康相談	<b>24日(水)</b>	9:00～15:00	余市町役場	※19日(金)までに申込み必要

## 休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号
3月7日(日)	田中内科医院	22-6125
14日(日)	小嶋内科	22-2245
20日(土)	林病院	22-5188
21日(日)	よいち北川眼科医院	22-1308
28日(日)	池田内科クリニック	23-8811

※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。

休日当番医は変更になることがありますので、確認してから受診してください。

問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122

## その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	10日(水)、24日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156 ※法律相談は事前申込み必要
育児・子育て相談	19日(金)	13:00～16:00		
	12日(金)	13:30～14:30		
無料法律相談 (予約制)	17日(水)	13:00～16:00	中央公民館 203号室	※事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111
	23日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所	※事前申込み必要 余市商工会議所 ☎23-2116

※福祉センター入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)、余市商工会議所(黒川町3丁目)

## ～その199～ 『初鯨』

今年も2月になって浜中町などで群来が見られました。鯨漁の豊凶は江戸時代から、ながく地域の経済の浮沈を左右するできごとだったので、人々は大漁を願い、神仏に祈り、未来を占いました。

節分の豆占いは、広い地域で行われていました。保管していた豆を炉の中に並べ、豆ごとに自分の定置網をわりふって、豆の焼け具合でその定置網が大漁かを占うもので、白く全体に灰になれば吉、黒く焦げれば凶とされました。ニシンが大漁かどうかだけ占う地域もあれば、道南の一部では、その年1年間の月ごとの漁模様、天気、旅行や天気を占うところもありました。

昭和のはじめころ、積丹半島東岸でのニシンの初水揚げの時期は、3月20日前後といわれ、4月初旬が漁の最盛期となりました。漁期は3つに分けられて、走り（はしり）、中（なか）、後（あと）と呼ばれ、初水揚げされたニシン、「初鯨」は神棚へ供えられ更なる漁の継続と大漁が祈願されました。「走り」のニシンは魚体が大きく、主に生食用として高値で売られたので、今か今かと待っている漁家は、初鯨漁獲の報告に喜びました。

明治末以降、ニシン漁獲高は北海道南部から徐々に減少しはじめ、その後も変動が続き、将来の展望が楽観できるものではなくなってきたので、北海道水産試験場はそれまでの研究成果の蓄積をもとに、年ごとの全漁獲量と地方別の漁況の科学的な予想を開始し、昭和3(1928)年からは印刷物にして発表していました。このニシン予報は、毎年のニシンの年齢別漁獲量をもとに、各年齢の群れの生存率を前年の漁獲とあわせて計算し、海洋観測と漁期前の流し網の漁獲を考慮して算出するものでした。

予報とは別に、各地の水産組合（後に漁業組合）は毎年の詳細な鯨漁況、「鯨漁況報告」を記録していま

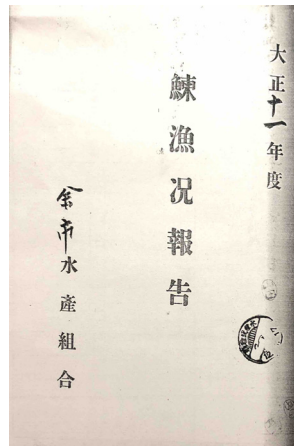
した（以下、「報告」）。記載する項目は毎日の漁獲高、時刻、ニシンの去来方向、天候、風力、気温、水温、波浪高さ、網の敷設時間など、多岐にわたりました。

「報告」を見ると、大正から昭和にかけての初鯨はその年によって様々だったようです。大正11年の余市では「山碓町（現港町）字ニボカイニ於テ刺網」に3尾のニシンがとれました。おとなり忍路郡では3月27日に魚箱で40～50箱の水揚げがありました。

翌12年の初鯨は前年より少し早く、3月15日のことでした。「報告」ではつぎのように記録されています。

初鯨八尾（山碓前六尾出足平二尾濱中一尾）  
 浜中前浜一ヶ統、山碓前浜ヨリ尻場先マテ八ヶ統出足平ニヶ統本日初めて投網刺網も四五艘投網セルモノナリ（魚体）肥大ニシテ成熟シ居レリ

この年の初鯨は合計8尾でした。山碓前浜からシリパ岬の先までの定置網8か所と出足平の2か所が、この日初めて網を入れて、幸先よく8尾のニシンがか



▲ 図：鯨漁況報告の表紙 大正十一年度

かりました。刺網も4、5軒の漁家が出漁したようです。たった1尾でも初鯨の乗網は一大事でした。魚体は「走り」ならば大きいはずですが、小樽市などでは小さく未熟なものが多く見られ、海況に何らかの変化があらわれていたようでしたが、大きくて成熟した初鯨にほっとした漁期の始まりだったようです。

# = 募集・お知らせ =

申込 電話による事前申込み  
食事代 高校生まで無料・おとな300円  
場所・問合せ  
ワーカーズコープ後志事務所  
(黒川町3丁目40番地)  
☎48-5106

## 児童館行事案内

黒川児童館(☎23-4338)

### つどいの広場

3月18日(木) 午前10時～  
ほっかいどうレシピ(カードゲーム)  
で遊ぶ会

3月21日(日) 午後1時30分～

沢町児童館(☎23-5673)

### ぬりえの会

3月6日(土) 午後1時30分～

### つどいの広場

3月10日(水) 午前10時～

### 竹馬・一輪車・なわとび検定の会

3月13日(土) 午後1時30分～

### キッズルーム「あつぷる」

子育て中の親子が気軽に集える  
場所として開放しています

対象 概ね3歳までの児童と保護者

日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※3月31日(水)はお休みです

### 今月のわくわくタイム

『ベビーヨガ・キッズヨガ』

～親子でヨガをしてみませんか?～

日時 3月11日(木)

午前10時～11時

場所 キッズルーム「あつぷる」

講師 mam liEN ～ママ リアン～

増山 千尋氏

### 持ち物

水分補給できる物、動きやすい服装  
でお越しください

### その他

・3月3日(水)から受付

・密集、密接を避け予約制とさせていただきます

・定員(5世帯)になり次第締め切りとさせていただきます

『ぐんぐんの日』

キッズルームあつぷるで、毎月1回  
身体測定ができることになりました

日時 3月4日(木)

午前9時30分～12時

午後1時～4時

持ち物 母子手帳、バスタオル

問合せ キッズルームあつぷる

☎48-8850

申込み 海上保安庁ホームページをご  
確認ください。

※受験資格等の詳細は海上保安庁の  
ホームページ (<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>) をご覧  
いただくか、お問合せください。

申込み・問合せ

小樽海上保安部 管理課

☎0134-27-6118



## 余市消防署からの お知らせ

### ●雪による事故に注意

積雪期になると屋根などからの落氷雪  
や雪下ろし作業中の転落、除雪機に巻  
き込まれるなどの事故で多くの死傷者  
が発生しています。

また、気温が上昇した日は雪解けが進  
み、屋根などからの落氷雪が発生しや  
すくなります。

### ●過去に発生した事故の概要

・はしごに乗って屋根の雪下ろし作業  
中、バランスを崩してはしごとともに  
転倒。

・屋根の雪下ろし作業中、足を滑らせ  
て屋根から転落。

・軒先のつららを落としていたところ、  
落下した氷塊が当たり負傷。

・軒下で除雪作業中、屋根からの落雪  
により埋没して負傷。

・除雪機を使用して除雪作業中、除雪  
機に巻き込まれて負傷。

●雪による事故を防ぐため、次の点に  
注意しましょう

・落氷雪のおそれがある軒下などを歩  
かない。

・高所で作業する際はヘルメットを着  
用するほか、転落防止用のロープ、  
安全帯などを適切に使用し安全を確  
保する。

・はしごを使用する際には、はしごの  
足元をしっかり固定し、はしごがず  
れないよう、ほかの人に押さえても  
らう。

・エンジンをかけたまま除雪機から離  
れない。

このような点に気をつけ、除雪作業な  
どによる転落事故などが起きないよう  
に十分注意しましょう。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



## よいちニコニコ食堂 (こども食堂)

日時 3月27日(土)

午前11時30分～午後1時

対象 子どもだけでなく、地域の方  
どなたでも参加できます。

内容 ランチの提供(テイクアウトのみ)  
工作キットをプレゼント



## 北海道警察官募集

### 採用予定

男性A区分 125名程度

女性A区分 40名程度

男性B区分 40名程度

女性B区分 15名程度

### 受験資格

試験区分	警察官A区分 (男性・女性)	警察官B区分 (男性・女性)
学歴	学校教育法によ る大学(短期大 学を除く)等を 卒業した者(令 和4年3月末日 までに卒業見込 みの者を含む)	A区分以外の者 (学校教育法に よる高等学校に 在学中の者を除 く)

※受験資格等の詳細はお問合せください

受付期間 4月2日(金)まで

第1次試験 5月9日(日)

第2次試験 6月中旬から6月下旬

問合せ 余市警察署 ☎22-0110



## 各種自衛官募集

自衛官候補生および一般曹候補生(男  
子・女子)、予備自衛官補(一般・技能)、  
一般幹部候補生(一般・歯科・薬剤)、  
医科・歯科幹部を募集します。

### ●採用上限年齢の引上げについて

自衛官候補生および一般曹候補生の  
採用年齢が18歳以上33歳未満に  
変更されました。

※細部応募資格等は、お問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

☎0134-22-5521



## 海上保安官・海上保安学校 学生の採用試験

令和4年4月採用の海上保安官(大卒  
課程)および令和3年10月採用の海  
上保安学生(特別)を募集します。

### ●海上保安官(大卒課程)

#### 受付期間

インターネット

3月26日(金)～4月7日(水)

郵送・持参

3月26日(金)～3月29日(月)

第1次試験日 6月6日(日)

### ●海上保安学校(特別)

#### 受付期間

インターネット

3月26日(金)～4月2日(金)

郵送・持参

3月26日(金)～3月29日(月)

第1次試験日 5月16日(日)



シルバーアート展開催！ ～力作55点を展示～

町内在住の60歳以上の方を対象とした「第33回余市町シルバーアート展」は、1月13日（水）から17日（日）まで中央公民館で開催されました。

会場の1階展示ホールには、絵画（4点）・写真（21点）・彫塑工芸（13点）・手芸その他（17点）とさまざまなジャンルの作品合わせて55点が展示されました。

丹精込められた作品は、来場された方々の目を十分に楽しませてくれました。



▲鑑賞風景



◀絵画



◀写真



◀その他



◀手芸



▲彫塑工芸

女性学級「書に親しむ」

～気持ちを込めて書き初めを！～

1月18日（月）、山崎正義さんを講師に迎えて第7回学習講座「書に親しむ」が行われ5名の学級生が参加しました。

今年の書き初め作品の文字は『人生百年』。受講生は筆使い等の基本を学んだあと、講師の作品を手本にしながら作品の制作に取り組みました。

集中力を高めて書き終えた受講生からは、達成感に満ちた表情が感じられました。



▲受講風景



▲1階ロビーに展示された作品

寿大学「健康づくり講話」

～テーマは“免疫力を高める食事”～

1月14日（木）、寿大学第7回学習講座「健康づくり講話」が開催され6名が参加しました。

講話では「免疫力を高める食事」と題して、子育て・健康推進課管理栄養士の高田千里さんから免疫力を高める効果のある栄養素や食品の種類等についてお話をいただきました。

栄養バランスの良い食事・規則正しく食事をとることが免疫力の向上につながることを学んだ学習講座となりました。



▲受講風景



寿大学・女性学級 3月学習講座

寿大学第9回学習講座  
「閉講式 / 学生自治会お別れ会」

期日 3月11日（木）  
時間 13時30分～14時30分  
・閉講式 13時30分  
・お別れ会 13時50分（会費無料）  
会場 中央公民館301号室

女性学級第9回学習講座  
「一年間の振り返り / 閉講式」

期日 3月15日（月）  
時間 13時30分～14時30分  
・学習のまとめ 13時30分  
・閉講式 14時20分  
会場 中央公民館301号室

※新型コロナウイルス感染症の情勢により中止することがありますのでご了承願います。

学校支援ボランティアの募集

保護者や地域住民の皆さんで、学校（主に小・中学校）の教育活動を支援していただけるボランティアの方を募集しています。

資格要件は特にありませんが、活動内容は、学習支援・環境整備・読書活動・部活動指導・安全指導などです。登録された方（個人・団体）には、安心して活動していただくためにボランティア保険に加入していただきます。（保険料は教育委員会が負担）

なお、支援については、学校の要請を受けての活動となりますので依頼されない場合もあります。その点をあらかじめご了承ください。

問合せ・申込み

中央公民館 学校支援地域本部  
☎23-5001

公民館生涯学習教室は5月から始まります！

『寿大学生』募集！

高齢者の生きがいや健康の保持増進、歴史・文化等の幅広い分野の学習を通して、学生相互の親睦・交流を図ります。

- 対象 町内に居住する60歳以上の方
- 場所 中央公民館
- 時間 午後1時30分から1時間程度
- 学習講座 月1回程度
- 受講料 無料
- 自治会費 年会費1,000円

※入学を希望する方は、中央公民館窓口にある申込書に必要事項を記入の上、4月12日（月）までにご提出ください。申込みされた方には、4月中に開講式の案内を通知いたします。

問合せ・申込み 中央公民館 ☎23-5001

『女性学級生』募集！

女性同士が交流し、ともに学べる場として開設される学級です。

- 対象 町内に居住する女性の方
- 場所 中央公民館
- 時間 午後1時30分から1時間程度
- 学習講座 月1回程度
- 受講料 無料

◇サークル活動は月2回実施



図書館のすてきな窓

余市町電子図書館をご活用ください  
お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレットなどを使って電子書籍を読むことができるサービスがはじまりました。小説、エッセイ、ビジネス書、料理・健康に関する実用書、絵本・児童書のほか、外国語のものまで様々な種類の電子書籍があります。24時間いつでも、どこにいても一人3点まで、2週間利用できて、期限が過ぎると自動的に返却されるなど、とても便利な電子図書館です。（余市町図書館が所蔵している図書とは別のものです。）



利用者は、余市町内に在住、在学されている方で、余市町図書館の利用者カードをお持ちの方です。利用者カードをお持ちでない方はご本人・ご住所・学校等を確認できるものをご持参の上、お申込みください。電子図書館にアクセスするためにはID（アイディー）とパスワードが必要です。来館できない方については、代理の申請も可能ですので詳しくはお問合せください。

おはなし会

日時 3月13日（土）、27日（土）①午前11時～②午後2時～

テーマは「おめでとうがっはーいー」

卒園、卒業おめでとう！絵本のなかのおめでとう！を一緒に楽しみましょう。

※コロナウイルス感染症対策を講じて、実施しています。

余市町史草稿 貸出していきます

郷土史研究者として『余市移住・会津藩士の足跡』などを著し、余市豆本版元として活躍された故前田克己氏の遺稿が、先ごろ「余市町史草稿全二分冊」として刊行されました。郷土資料として貸出していますので、ご利用ください。



今月の休館日

毎週月曜日  
2日（火）、31日（水）は図書整理日。

開館時間 午前10時～午後6時30分  
問合せ 図書館 ☎22-6141  
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>

博物館だより

「今昔、群来（くき）てます。」

3月になり少しずつ春の訪れを感じているでしょうか。

春を告げる魚と言えはニシンですが、余市町の町指定文化財にもニシンに関わる文化財が多く登録されています。

なかでも「湯内漁場盛業鳥瞰図」は、当時のニシン漁の様子をわかりやすく伝えている資料といえます。

湯内漁場盛業鳥瞰図は、湯内（現在の豊浜町）において定置網漁を行っていた小黒漁場のニシン漁の様子を描いたものです。絵図内では、舟を漕ぐ人や網を手繰り寄せる人、陸上でニシンを忙しく運ぶ人など、ニシンの大群が寄る早春の短い期間に集中的に漁労に従事するニシン漁の賑やかな様子が描かれています。

群来とは、ニシンが放精する白子で海が白濁する現象のことをいい、ニシン漁が盛んだった明治～昭和初期によくみられました。しかし、昭和29年に余市町と小樽市忍路で群来がみられた以降、余市町では群来はみられなくなってしまう、ニシンは長いあいだ「幻の魚」と呼ばれていました。その後、昭和57年に人工種苗の放流が始まり、昔のような大きな群来ではありませんが、余市でも再び群来がみられるようになりました。

昨年1月月末から小さなものは3月まで、水産試験場前浜周辺やシリパ岬の先などで何度か群来がみられました。小さな群来は非常にわかりにくいのですが、海の一部が波に揺られながら横に広く白っぽくつぶつぶと濁っているのを発見したら、それは群来しているかもしれない。ぜひ、春を告げる魚が起す現象にご注目ください。



▲湯内漁場盛業鳥瞰図



## ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

- 余市町社会福祉事業費(老人福祉)の一部として
- ・学校法人 北海道キリスト教学園リタ幼稚園  
園児・PTA 一金 17,000円

## 知ってますか？

### 道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

#### 申立方法

苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か後志総合振興局の総務課です。苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

苦情申立書に必要な事項を記入し、提出してください。また、郵送、FAX、メールでも申立てできます。※申立書は窓口だけではなく、道のホームページからもダウンロードできます。

#### 問合せ

北海道 総合政策部 知事室 道政相談センター  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
☎ : 011-204-5523 (直通)  
FAX : 011-241-8181  
メール : kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp  
または後志総合振興局 総務課

## よいちの人口

### 令和3年1月31日現在

人口 18,223人 (-29)  
男性 8,500人 (-12)  
女性 9,723人 (-17)  
世帯数 9,759世帯 (-18)

●異動の内訳●  
転入 24人  
転出 32人  
出生 7人  
死亡 29人

※カッコ( )内の数字は前月比

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

## 【税務課からのお知らせ】

### 催告書は必ずご確認ください！！

本町では、未納町税のある方に対して、2月に催告書を送付しております。催告書が届いた方は、内容をご確認のうえ、**指定期日までに必ず完納**するようお願いいたします。



### 催告書に関する Q & A

- Q. 税金を納付したはずなのに、催告書が届いた。  
A. 金融機関から当町に入金があるまで数日を要するため、入れ違いで催告書が送付されてしまう場合がございます。
- Q. 分納中なのに、催告書が届いた。  
A. 分納中の方に対しても、未納町税の残額をお知らせするために催告書を送付しています。
- Q. 未納町税を納付したいが、納付書が見当たりません。  
A. 納付書を紛失された方には納付書を再発行して郵送しますので、ご連絡ください。
- Q. 催告書を放置した場合、どうなるの？  
A. 指定期日を経過しても納付や連絡がない方については、**法律(地方税法等)に基づき滞納処分(預金、給与、不動産等の差押)となる場合があります。**
- Q. 事情があり、どうしても指定期日までに完納できません。  
A. 病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。納税にお困りの方は、一人で悩まずに、**税務課納税グループ**にご相談ください。



問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116

## 余市町LINE公式アカウント

ソーシャルネットワーキングサービス「LINE」の公式アカウントを活用し、災害時の緊急情報や防災情報などを発信いたします。是非、ご活用ください！



◀読み取りください  
こちらから

問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ  
☎21-2142